

# ■電動昇降装置チェックリスト

## 懸垂物安全指針による維持管理体制

懸垂物の安全は適正な維持管理がなされて可能であり、それを怠ると安全性の確保も覚束無いことは明らかです。以下維持管理体制部の抜粋です。

### 維持管理体制等

#### ■維持管理基準の作成

所有者、管理者は設計者・施工者協力のもと、懸垂物の維持管理基準を作成する。

#### ■安全管理者の選任

所有者、管理者は、安全に係る技術的事項を管理するため、安全管理者を選任する。

#### ■自主検査

所有者、管理者は、定期的に自主検査を行う他、非常時には臨時に点検を行い、その結果を記録しておく。

#### ■保守・点検のマニュアルの作成

所有者、管理者は、保守・点検等に係るマニュアルを作成する。

照明器具用昇降装置は、建築物の付属品とみなされ、一般の工業製品と同じく耐用年限があることが見過ごされがちです。しかしながら、古くなった昇降装置は、安全面から大きな問題を生じます。これは電動昇降装置が複雑な機構部品と電気部品で構成されているためです。6ヶ月に一度程度の定期的な点検と劣化状態の診断に基づいて安全にご使用頂きますようお願い申し上げます。

電動昇降装置は使用条件、使用環境で異なりますが、8～10年が取替え時期の目安です。

また昇降装置は動作する回数が少ない場合でも、照明器具からの熱負荷が加わるなどによって劣化が進行しますので、ご理解のうえご使用ください。

#### ●保守・点検の方法

##### (1) 保守・点検（周期）

下記の周期にて保守・点検を実施下さるよう、お願いします。年々進行する昇降装置／照度器具の性能低下を勘案し適切な保守・点検周期は下記の通りです。

- ①床面での点検…6ヵ月ごと
- ②昇降装置の天井固定部の点検…2～3年ごと

##### (2) 保守・点検作業

万一お客様において保守・点検が実施できない場合は、弊社にご連絡いただければ、お見積りの上、保守・点検作業を実施させていただきます。

##### (3) 部品交換または修理が必要な場合

弊社、営業担当窓口にご連絡ください。

#### ●チェックリストによる診断

保守点検チェックリストを添付いたしますので保守・点検作業にご活用ください。また作業上の注意事項として

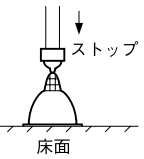
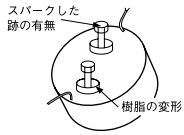
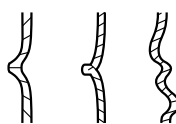
- ①照明器具を上昇させる時はワイヤーのねじれ、照明器具の揺れない状態にして上昇させてください。ロック不良、ワイヤーキンクの原因になります。
- ②ワイヤーをたるませた状態で巻き込んだりしないでください。
- ③ランプ回路を通電状態で昇降させないでください。接点焼損の原因になります。
- ④昇降装置を定格時間（30分）を超えて使用しないでください。モーターが発熱し寿命低下の原因になります。
- ⑤保管してある取扱説明書をよく読み返してください。定期点検による維持管理で不具合を事前に防ぐことが大変重要です。

# 電動昇降装置保守・点検チェックリスト

■器具を昇降させる場合には、昇降装置の下に人がいないことを確認してから動作させてください。

■動作に以上が見つかった場合には無理に動作させず、スイッチを切り、弊社又は販売店（工事店）様にご相談ください。  
無理に動作させた場合には器具の落下につながる場合があります。

■各点検結果に「×」が1個でもある場合には、昇降装置の劣化が進行しています。対処方法に基づき処置をしてください。

分類	項目	チェック方法	判断基準	点検結果	対処方法
使用状況・環境	1. 使用期間	設置時期の確認をする。 昇降装置の型名を確認する。	10年（照明器具の平均的寿命）以内であること。		10年以上である場合は、昇降装置の交換又は継続点検を実施してください。 15年以上である場合は、昇降装置の交換を実施してください。
	2. 昇降回数	メンテナンス時の昇降回数を確認する。	取説、承認図記載の定格昇降回数内であること。		定格昇降回数の場合には、昇降装置の交換又は継続点検を実施してください。 定格昇降回数を超える場合には、昇降装置の交換を実施してください。
	3. 使用用途	組合せの照明器具を確認する。	照明器具の昇降以外に使用していない。		使用を中止し、昇降装置を撤去してください。
	4. 設置場所	設置場所、環境を確認する。	風の強い場所（屋外、軒下など）、振動の激しい場所、雨にあたる場所に使用していない。		使用を中止し、昇降装置を撤去してください。
			塵・ほこり・よごれのひどい腐食しやすい場所に使用していない。		使用を中止し、昇降装置を撤去してください。
器具質量は、本体表示及び取扱説明書に記載値以内であること。				使用を中止し、昇降装置を撤去するか、適合する昇降装置に交換してください。	
左右アンバランス器具を組合わせていないこと。		使用を中止し、昇降装置を撤去するか、バランスのとれた器具に交換してください。			
5. 電源電圧	操作盤及び昇降装置の操作用端子台の電源電圧を確認する。	表示された電源電圧（定格電圧±6%）であること。		電源電圧を調整してください。	
昇降装置本体・部品	1. 器具取付部	器具を固定している箇所を確認する。	ゆるみがないこと。		ねじを増し締めするなど補修を実施してください。
	2. 絶縁抵抗	操作盤内で操作スイッチへの配線接続端子（3箇所）とアース線の間の絶縁抵抗を測定する。	各操作回路において、2MΩ以上あること。		不具合部品を調査し改善する。 昇降装置及び配線を交換する。
	3. 下降テスト	操作スイッチを下降にして床面まで照明器具を下降させる。	動作の異常や異常音がなく下降し、床面で停止すること。		スイッチを切り操作回路の点検を行なう。 回路に問題なければ、昇降装置の交換実施してください。
	4. 自動停止テスト	照明器具が床面に到達した時、昇降装置が停止することを確認する。 	ワイヤが吐き出しすることなく、モータが停止すること。		昇降装置の交換を実施してください。
	5. 接点状態確認	昇降部の電気接点のゆるみや変色がないかを確認する。 接点周辺の樹脂が変形していないかを確認する。 	接点表面が黒色に酸化していないこと。 樹脂が変形していないこと。		昇降装置の交換を実施してください。
	6. ワイヤ状態確認	ワイヤにキンク（くせ）や素線切れがないかを確認する。 	曲がりくせ、瀬線のほころび、素線切れのないこと。		昇降装置の交換を実施してください。
	7. 上昇テスト	操作スイッチを上昇にして照明器具を上昇させ、昇降装置に嵌合することを確認する。	動作の異常や異常音がなく上昇し、昇降装置に嵌合し、停止することを確認する。		操作回路を点検を行なう。 回路に問題なければ、昇降装置の交換実施してください。
	8. ランプ点灯	ランプ電源を入れて、ランプが点灯することを確認する。	正常に点灯すること。		ランプ回路の確認を行なう。 回路に問題なければ、ランプ及び安定器を調査してください。